

平成21年11月18日

資 料

(要望にない項目等[地方税])

要望にない項目等の検討

○納税者の立場に立つとともに適正な課税を推進するため、各省庁が要望している内容に加え、以下の項目について、22年度改正で措置することを検討してはどうか。

個人住民税関係

○ 60歳以上65歳未満の者の公的年金に係る所得割の徴収方法の見直し

〔 公的年金からの特別徴収制度の対象とならない給与所得を有する60歳以上65歳未満の年金受給者について、新たに普通徴収（窓口等で納付）の手間が生じていることから、その対応を検討する。 〕

○ 個人の道府県民税に係る徴収取扱費交付金の特例の整備

〔 平成22年度については、市区町村において地方税の電子化に伴うシステム改修等の経費負担が見込まれることから、このうち道府県民税に係る経費分について、都道府県に負担していただくため、徴収取扱費交付金の特例を設ける。 〕

○ 保険契約の範囲の明確化

〔 保険法が制定され、新たに第三分野の保険契約の類型が設けられたこと等を契機に、地方税法等における「生命保険契約」「損害保険契約」の範囲について明確化等を図るもの。 〕

たばこ税関係

○ 消費課税としての不適切事例への対応

〔 ある特定の市において、実際の小売販売業者の営業所へ売り渡されたたばこの本数と申告された本数が大幅に異なっている状況を踏まえ、対応を検討。 〕

※ 上記のほか、規定を削除する措置

- ・ 解散する独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構に係る固定資産税・不動産取得税の非課税措置

※ その他、国税の「要望にない項目等」のうち、地方税に影響するものがある。

補 足 資 料

【個人住民税】 60歳以上65歳未満の者の公的年金に係る所得割の徴収方法の見直し

- 公的年金に係る所得割について、従来は給与から特別徴収(引き落とし)されていたところ、公的年金からの特別徴収制度が導入された結果、60歳以上65歳未満の者のみ普通徴収(窓口等で納付)されることとなった。
- 60歳以上65歳未満の者に新たな納税の手間が生じていることについて、納税者や地方団体から改善の要望が出されており、どのように対応すべきか。

- ・ 年金受給者の納税の便宜の向上や徴収の効率化を図る観点から、公的年金からの特別徴収制度を平成21年度から導入
- ・ 公的年金からの特別徴収制度は、システム上の制約から、65歳以上の者が対象

※「平成22年度 都市税制改正に関する意見」(全国市長会) (抄)

4 (1) 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について

個人住民税の公的年金からの特別徴収については、これを堅持するとともに、その対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者については、特別徴収すべき給与所得に係る税額に公的年金等に係る所得割額を加算して一括特別徴収できることとするなど(以下略)

消費課税としての不適切事例への対応

現 状

- 報道によると、ある特定の市へ市町村たばこ税を多く納入するため、小売販売業者が書類上営業所への売渡し本数を操作。
(H19→H20: 当該特定市のたばこ税収が7.6億円から14.6億円へ7億円の増)
- この市は、この小売販売業者に奨励金を支出。(H20: 6,600万円)

課 題

- 市町村たばこ税は、消費課税として消費者に近い営業所所在の市町村で課するもの。
- 納税義務者(JT等)は、小売販売業者から申告された営業所への売渡し本数を基準として、小売販売業者の書類に基づき、市町村へ申告納付。
- 実際の営業所への売渡し本数と申告された本数が大幅に異なることは不適當。